

福島労働局からの「原子力発電所で実施される改修工事に当たっての適正な労働者派遣及び請負の遵守に関する要望書」への報告について

<参考資料>
平成25年1月31日
東京電力株式会社

【1. 元請企業への労働派遣法や職業安定法の規程に関する周知啓発状況】

労働者派遣法や職業安定法の規定に基づき、適切に実施されるよう周知。（平成24年12月20日）

元請企業に対し、福島第一原子力発電所に勤務する作業員に対して実施した「就労実態に関するアンケート」結果を説明。（平成24年12月3日）

アンケートの結果、違法派遣や偽装請負に関する理解が「詳しく知らない」、「何も知らない」方が、7割を超えていることから、説明会の中で、違法派遣や偽装請負防止を要請。

同内容を「Jヴィレッジ及び福島第一免震重要棟へ掲示及び電子掲示板を用いて周知。

派遣労働や偽装請負も含め労働条件に関する相談にお答えするため、弁護士による社外相談窓口を開設。（平成24年9月～）

相談窓口について、ポスターを用いて「Jヴィレッジ及び福島第一免震重要棟へ掲示及び電子掲示板を用いて周知。

作業員が放射線従事者登録時に受講する放射線防護教育において、弁護士による社外相談窓口を周知。（平成25年1月7日～）

【2. 啓発活動等】

適正な就労環境を確保するため、厚生労働省殿にご協力を頂き、作業員と事業主を対象として、労働条件の書面での明示や偽装請負等に関する講習会を、「Jヴィレッジ」で実施予定。（平成25年2～3月）

講習会資料を入所時教育に追加し、偽装請負等に関する教育を継続実施する予定。

【3. 元請企業に対する調査】

当社が元請企業に対して直接出向き、下請作業員の雇用関係や末次下請までの施工体制をしっかりと確認できる体制が元請企業において構築され、有効に機能しているか調査中。

（安全推進連絡会に登録されている元請会社のうち、現在現場作業のある会社全社：平成25年3月まで）